

# 国道2号武庫大橋左岸における 放置物件撤去について

足立 則秋<sup>1</sup>

<sup>1</sup>近畿地方整備局 兵庫国道事務所 神戸維持出張所 (〒658-0015兵庫県神戸市東灘区本山南町4丁目1-18)

論文要旨は、兵庫県の二級河川である武庫川に架かる国道2号武庫大橋の補修工事の施工するにあたり、武庫大橋左岸の桁下に放置物件及びホームレスの存在が工事の支障となっていた。平成26年度より橋梁点検等が法定化された。今回の工事は、その点検に基づく工事となっており、その施工には、支障放置物件の撤去とホームレスの退去が必要となった。今回の報告は、道路管理者として支障放置物件撤去にあたり道路法に基づく処置と、ホームレスに対して地元自治体と連携を図り、所轄警察署の協力もえながら、事務所一丸となって、工事の支障案件に対応した結果、着実に工事が進められましたので、ご紹介し今後の類似事案の参考となればと思います。

キーワード 道路管理 施設管理 不法占用物件 ホームレス対策

## 1. 概要

兵庫国道事務所神戸維持出張所で管轄している国道2号は、大阪府と兵庫県の県境から尼崎市、西宮市、芦屋市、神戸市に至約55.2kmの現道管理をしています。武庫大橋は、尼崎市と西宮市の市境の兵庫県の二級河川である武庫川に架かる橋梁です。その歴史は古く1919(大正8)年まで遡り2006(平成18)年度には公益社団法人土木学会から土木遺産に認定された由緒ある橋梁です。

武庫大橋の構造と沿革は次の通り。

(武庫大橋の構造)

低水敷き部；6径間連続RC開腹アーチ橋

高水敷部(左岸)；3径間連続RCラーメンT桁橋(2連)

(左岸)；3径間連続RCラーメンT桁橋

橋長；約206m 幅員；約22m

(武庫大橋の沿革)

1924(大正13)年8月：地質調査着手(1925年6月設計完了)

1925(大正14)年7月：施工認可

1926(大正15)年12月：武庫大橋工事完了

1927(昭和2年)5月：阪神国道(現国道2号)大阪～神戸間  
開通

1928(昭和3)年4月：阪神国道電車の営業開始

1958(昭和33)年4月：1958(昭和33)年3月の道路法の一部改正に基づき、国の管理となる。

1979(昭和54)年6月：補強工事(床版補強・高欄補修など)

1988(昭和63)年～

1989(平成元年)：「武庫大橋及び周辺景観整備委員会」

1993(平成5)年：平成改修(修復並びに周辺整備、高欄嵩

上げ・床版打ち換え)

1995(平成7)年1月：阪神淡路大震災 高欄の一部被災

2006(平成18)年：土木遺産に認定



写真-1 武庫大橋(武庫川左岸(尼崎市)下流から)

2014年度より橋梁点検等が法定化され、今回の工事は、その点検に基づく補修と耐震補強を行う工事で、その施工には、左岸高水敷の桁下の支障放置物件の撤去とホームレスの退去が必要となった。

## 2. 違法放置等物件とホームレス対策

### (1) ホームレス問題

国が2002年8月の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下「法」という。)を制定後、兵庫県においても2004年7月に「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」が策定された。その後、国は

法の間年にあたる2007年1月に実施した全国調査の結果を受けて、2008年7月に「ホームレスの自立支援に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を示し、これを指針として、兵庫県において2010年2月に「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」（以下「実施方針」という。）が策定された。

さらにその後、2012年6月に10年間の時限立法であった法の期限が5年間延長され、2013年7月に国の基本方針の見直しが行われた。

続いて、2013年12月の「生活困窮者自立支援法」の成立に伴い、2015年3月に再度国の基本方針の改正が行われたことを受け、同じく2015年3月に新たな県の実施方針が策定されたところである。

一方、2014年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査結果」によれば、兵庫県では瀬戸内海沿岸部の都市を中心に、公園、河川、道路等を起居の場所として214人のホームレスが確認され、2003年1月の調査時（947人）に比べ733人減少したというものの、依然、大きな社会問題となっている。<sup>1)</sup>

上記のような状況を背景として、ホームレスが起居のために道路に設置した小屋や荷物等によって不法占用状態が生じている場合には、道路交通の阻害はもとより、地域住民への影響等も懸念されますので、道路管理者としての対応を考えていかなければなりません。<sup>2)</sup>

### (2) 武庫大橋下の放置物件とホームレス

今回の放置物件とホームレスの起居している場所は、武庫川（尼崎市側）左岸河川敷の武庫大橋桁下でした。武庫大橋の上下流の左岸高水敷は、尼崎市の公園となっており、橋下のホームレスの場合は、起居のための小屋はありませんが、放置物件による不法な占用と火気の取扱により過去から公園利用者とのトラブルや苦情等が神戸維持出張所に入っていました。

### (3) 道路管理者としての違法放置物件とホームレス対策

ホームレス自立支援法は、道路などの公共施設の管理者が行う措置について、次のように規定しています。

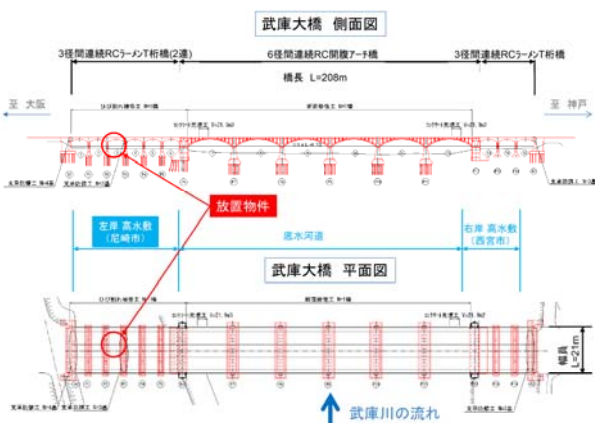


図-1 武庫大橋放置物件 位置図

第11条（公共の用に供する施設の適正な利用の確保）  
「都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。」となっています。



写真-2 放置物件とホームレスの起居場所

日時	分類	内容
2011年9月1日	尼崎市公園課	武庫大橋の桁下にホームレスがいると市民から通報があったので対応してもらいたい。桁下に小屋を設けており、河川敷に水路を掘っているようである。
2013年8月1日	尼崎市	武庫大橋下にホームレスが住みついていた。現在、ホームレスがいなくなり、荷物だけ残っている状態である。尼崎市の方で、捨てられるゴミは除去し、大きめのものは警告札をはったが、期限が過ぎてもそのまゝの状態である。
2015年4月10日	尼崎市公園維持課	尼崎市 武庫川にかかる橋(武庫大橋)の下に住んでいるホームレスの人々が大量に流木を集め、たき火をしているのでどうにかならないかと市民からの要望がありました。警察にも相談されると思います。
2017年8月24日	一般市民	1週間ほど前に尼崎市役所(生活支援相談課)にも相談したが、武庫大橋の下(左岸側)にホームレスがおり、奇声を発したり、一般者に向かって物を投げつけたり、たき火をしていたりしている。尼崎市役所も以前に荷物を撤去したりしたそうだが、変化がなかったようだ。昨冬には付近の中学生が石を投げつけられ、追いかけられたと聞いたこともあり、危険を感じるため、対応をお願いしたい。
2018年4月27日	尼崎市南部福祉相談支援課	武庫大橋下のホームレスが火を焚いているなど苦情が市民からあり、日程を調整して再度指導してほしい。

表-1 過去の苦情一覧

## 3. 違法放置等物件とホームレス対応方針

### (1) 法令（道路法）に基づく措置方法

#### ○「法令の規定」

ホームレス自立支援法第11条でいう公共施設管理者の措置の根拠となる法令は「道路法」になります。その適用条文は第44条の二（違法放置物件に対する処置）の措置となります。

第44条の二による措置をとる要件は、

- ① 当該物件が「違法放置物件」である。
- ② 所有者が分からない。（有価物）
- ③ 道路の構造や交通に危険を及ぼすと認められる。

a) 放置物件の所有の確認

放置物件については、近傍のホームレスは、意思疎通ができず、放置物件の所有が確認ができない。(現地でホームレスに対して) ⇒②に該当

b) 違法放置物件の撤去勧告及び指導・説得

工事に支障となる旨の文書を橋脚に貼り、周囲(ホームレス含む)へ期限を定めて物件撤去を促す。(約1ヶ月)(第71条(道路管理者等の監督所分)) ⇒①に該当

c) 撤去移動

撤去に関しては、放置物件の所有者主張者が撤去時に現れた場合、通常であれば是正措置命令等、撤去まで時間がかかることとなります。しかし、緊急性の場合はこの限りではありません。本件も緊急性によることとしました。

○緊急性について

■高架下火災の懸案事項

土木構造物の火災事例としては高架下で発生するもの他、道路構造物では路上の通行車両による車両火災等によるものが挙げられる。路上の火災事故では高欄・舗装等の損傷を引き起こす程度であり、直ちに構造物全体の耐荷力に影響を及ぼすものは少なく、このような被災に対しては、車線規制を行い、適宜補修を行っている。

一方、高架下での火災の場合は橋梁の桁・床版・橋脚が損傷を受けるケースがあり、このような場合は損傷の程度により仮受け等の応急措置が必要か否かを早急に判断する必要がある。また、損傷が大きい場合は交通規制等の措置が必要となり、それが長期間に及ぶ場合、特に都市部の道路構造物等の場合では、周辺の街路にも著しい渋滞が発生し社会的に多大な影響を及ぼしかねない。<sup>2)</sup>

■武庫大橋高架下の状況

- ・2015年4月10日 尼崎市から、高架下で焚き火をしていると市民が苦情
- ・2017年8月24日 市民から、焚き火をしていると苦情
- ・2018年4月27日 福祉センターから、高架下での焚き火をしていると市民が苦情

■方針

高架下の火災については、交通規制や復旧工事等が必要となり、多大な費用や損失が生じ、社会的影響が大きい。今回の武庫大橋については、焚き火は日常的でかつ冬支度用に河川流木を大量に集め風よけ壁として起居の周りを囲っており、橋梁損傷の大きな火災になる前に、今回の工事において緊急的に放置物件の撤去を実施する。 ⇒③に該当

d) 保管

物件一覧表を作成し閲覧できるようにする。また、現地、事務所、出張所に撤去・保管先・返還のための連絡先告知文を掲示し、当出張所の倉庫に6ヶ月保管。

●道路法に基づく措置方法は、まとめると以下のとおり

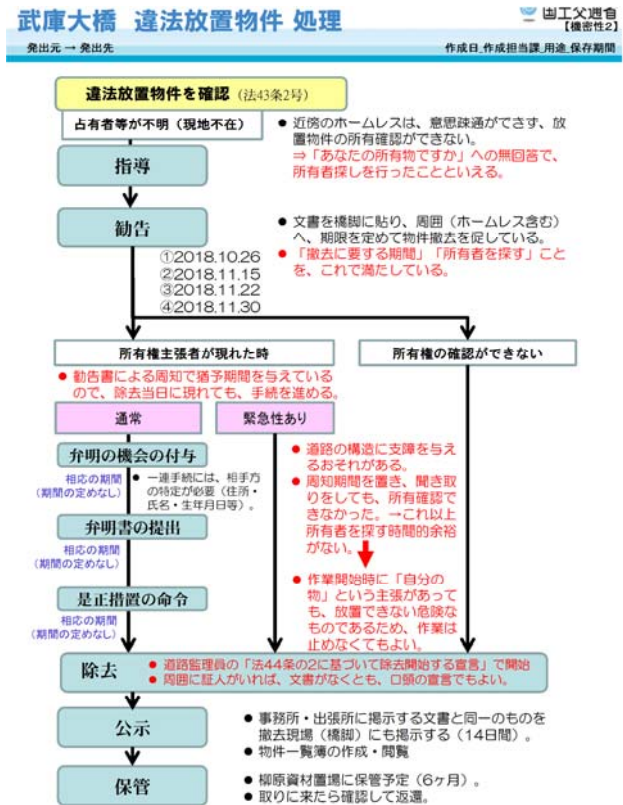


図-2 違法放置物件 道路法上の実施フロー図

なお、法令の規定に基づく措置方法については、顧問弁護士事務所に相談確認の上で行いました。(表-2の赤字)

(2) 担当自治体尼崎市との連携

尼崎市におけるホームレス対策は、これまで生活保護を中心とした一般施策で対応している。平成20年度から対象者の状況把握を行う「巡回訪問」を実施し、健診受診の呼びかけや、必要に応じて健康や生活問題等についての相談を行ってきた。当該ホームレスに対しても同様な働きかけを適切に続けているが、支援の要望や同意はしていないのが現状である。以上のことを兵庫国道事務所でも確認いたしました。また、当該ホームレスに関し市が入手された情報も共有しています。そして、勧告書貼付・口頭勧告・放置物撤去時には同行していただき連携を図ることができました。

(3) 河川管理者との関係

武庫大橋は、兵庫県の2級河川武庫川に架かる橋であるため兵庫県に占有申請した許可物件となっている。その許可条件の中には許可された橋梁の占有範囲は占有者が維持管理することと条件が付与されています。

また、武庫大橋の占有範囲は道路区域として告示しており、道路管理者権原が及ぶ範囲となります。ホームレス退去に関しては、河川敷地であり河川管理者としても「洪水時の生命の危機」「国有地の不法占有」から退去

に係る行動は以前より実施されています。今回は、橋梁補修のため工事実施までに退去が必要となる道路管理者が主導的に行うことが妥当であり、河川管理者と連携協力をお願いし、勧告書貼付・口頭勧告・放置物撤去にも同行していただき連携を図ることができました。

(4) 所轄警察署の協力依頼

違法放置物件のなかに現金や貴重品等がある場合は、警察署に遺失物法の手続を取ることが想定されるため撤去の際には、現地での立会をお願いすることとしました。

また、今回のホームレス対応で一番重要と考えたことは、ホームレスが当該箇所に10年近く住み続けており、従前から意思疎通が出来ない状態が続いていました。一昨年武庫大橋の左岸側の工事、点検を断念した経緯があり、撤去にあたっては相当な抵抗が予想され工事担当責任者としては、撤去に係る全ての関係者の安全確保が重要であると考えました。そのため勧告前から所轄署へ協力要請を行いました。

幸か不幸か第3回勧告時に職員が現地調査及び放置物件除去勧告を実施した際、近傍を占拠するホームレスに趣旨説明したところ、当人から刃物と大声による威圧・脅迫を受ける事態が発生しました。除去作業実施の際も、職員・作業員へのホームレスから同様の威圧・脅迫、さらには周辺の河川敷利用者等も含めて危害を受ける事態に至ることが危惧されたため、所轄署への相談の結果、除去作業への警察官支援を要請することに至りました。

4. 違法放置物件の勧告と撤去実施

撤去実施については、2019年3月までの工事であったため、補修に必要な期間3ヶ月を考慮し、2018年12月25日に実施することとしました。

(実施経過)

◎2018年10月24日 尼崎南署への協力要請

尼崎南署に撤去時の協力依頼を口頭で行う。今回の行動の一連を説明し、撤去時に現地での協力を依頼⇒何かあれば110番通報で対応する

●2018年10月26日 第1回勧告 実施 (11月29日期限)

相手方に工事実施に伴い仮囲いの設置に支障となるため放置物の移動を口頭と勧告書で直接説明)

●2018年11月16日 第2回勧告 実施 (11月29日期限)

相手方は居たが、直接口頭説明できず、結果的に居なくなり勧告書を置く

●2018年11月22日 第3回勧告 実施 (11月29日期限)

相手方に放置物の移動を口頭と勧告書で直接説明⇒刃物で威嚇

▲2018年11月26日 弁護士相談

違法放置の撤去は河川法で無く道路法で整理すること。

◎2018年11月28日 尼崎南署への協力要請

尼崎南署に撤去時の協力依頼を口頭で行う。撤去時に危険が予想されることを説明⇒要請書により検討する

●2018年11月30日 第4回勧告 実施 (最後通告)

相手方に放置物の移動を口頭で勧告

◎2018年12月18日 尼崎南署要請書提出

■2018年12月25日 違法放置物等物件の撤去実施

【機関の役割】

(国交省) 道路法44条2による宣言、違法放置物件の撤去・移動・保管・物件返却の説明、仮囲い設置 (写真-3,8,9,10,11)

(警察) 作業の安全確保、火災消化、ホームレスの退去要請 (写真-4,5,6)

(尼崎市) ホームレスへの生活支援相談の説明 (写真-7)

(河川管理者) ホームレス退去、違法放置物件撤去の確認

(道路維持業者) 放置違法物件の撤去、運搬移動、保管 (修繕工事業者) 仮囲い設置

●9:45～ 除去の宣言後作業開始 (作業順序は写真3→8、写真9→11の作業は写真-5の後に実施)



写真-3 撤去宣言



写真-4 ホームレスの移動



写真-5 火気消化



写真-6 退去要請



写真-7生活支援相談の説明



写真-8 物件返却の説明

【現地参加人員】

国交省 事務所5名、神戸維持 7名  
警察 尼崎南署 13名 (警察官8名、刑事5名)  
尼崎市 生活支援課1名  
兵庫県 管理課3名

【撤去・移動】道路維持業者14名(監督2名、作業員12名)  
4tダンプ2台、4tアーム1台、2tダンプ1台、2tトラック1台

(作業内容)

- ①違法放置物件は、1t 土嚢袋に入れ、（ビデオにて記録）
- ②トラックに積込み、移動、リスト整理。
- ③現地には、移動先と連絡先を掲示。



写真-9 放置物件撤去状況



写真-10 放置物件撤去状況



写真-15 工事完了後の武庫大橋

【仮囲い設置】 武庫大橋補修業者13名(監督等6名、作業員7人)、2tトラック 1台

(作業内容)

違法放置物件撤去作業と並行して橋の北側から設置



写真-11 仮囲い設置完了



写真-12 退去

●11:45終了

## 5. 違法放置物件の撤去後と現在

工事完了後は、仮囲いを撤去しましたが、そのままの状態では再度ホームレスが戻ってくる可能性が高いので、できる限りホームレスが住み着きにくい状態にするため、事務所と尼崎市生活支援課、公園課、兵庫県河川管理課と協議し、以下を実施しました。

### (1)現地の環境整備

- ・環境の向上（美しく清潔に）
  - ⇒武庫大橋下の整地を工事により実施。
  - ⇒下流の大木を撤去を国交省で実施。
- ・一般住民が自由な通行
  - ⇒武庫大橋の南側の花壇の撤去を尼崎市公園課で実施予定。現在地元世話役と協議中



写真-13 撤去前状況



写真-14 撤去後状況

### (2)道路管理

- ・武庫大橋下の橋脚に告知書の貼付け（工事完成後）
- ・道路巡視の実施（火・木・土・日）

## 6. まとめと今後の課題

今回武庫大橋下の違法放置物件撤去とホームレスの退去を無事実施することができました。また、その後現時点では良好な状態が保たれています。

以下に今回のまとめと課題を述べます。

- 道路管理者（施設管理者）として、道路法に沿いやらなければならない事を整理・確認し実施する。
- 不安なところは弁護士相談を受けることも必要。
- ホームレス自立支援法を受け持つ自治体（尼崎市）や関係機関（河川管理者、警察）に直接足を運びかつ、情報提供等の回数を重ねること。また、丁寧に説明することで協力を得ることができた。
- 結果的には、警察の方々の同行で実施できたことは、現場責任者として精神的にも苦慮していた行動予定者全員の安全・安心を確保出来ることができ、かつ円滑に目標を達成することができた。
- 直面する現場担当者のみでなく、兵庫国道事務所の事務所長以下関係する全ての職員が情報を共有し、進めることがなにより重要。
- そのことで、確認事項が取りこぼすこと無く、関係機関との連携にも活かされた。
- 地元地域の公園利用者に快適さを提供できたと思っていますので、この状態を引き続き維持していくことが管理者の務めであると同時に課題と考えています。

**謝辞：** 今回の尼崎南警察署の多大なる協力に対し兵庫国道事務所より心からお礼申し上げます。また、今回撤去に携わった全ての方々に対し、感謝いたします。ありがとうございました。

### 参考文献等

- 1) 兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会：兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針(2015.3)
- 2) コンクリートエ学年次論文集,Vol.32, No.1,2010